

第3回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成16年10月13日（水）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

池田克俊委員，井津端修司委員，小田利正委員，金馬健二委員，末金絹枝委員，立森伸康委員，橋本明久委員，的場真介委員，三宅洋子委員，森田悟委員，山口健二委員，山崎博幸委員

※杉浦三智夫委員は都合により欠席

（事務担当者）

西村章事務局長，栗栖清次民事首席書記官，劔持誠総務課長，伊藤のりえ総務課課長補佐

4 議事

- 開会宣言（総務課長）

- 所長あいさつ

- 新任委員の紹介

新任委員 日本放送協会岡山放送局放送部長 橋本明久

- 意見交換

「利用しやすい裁判所の観点から庁舎一般について」、「民事裁判の充実・迅速化について」をテーマに次のような意見が出された。

- 明るい裁判所がよい。特に待合室は圧迫感のないものがよい。

- 以前，ある裁判所で海が見える調停室を利用したことがある。非常にいい雰囲気の中で調停が行われた。採光にも工夫をし，特に当事者の利用する調停室などは，窓があって外を見ることができるような部屋がよい。

- 審理期間がそれほど必要でない内容の事件については、以前から迅速に処理されていた。以前はもっと長くかかっていたような内容の事件について審理期間が短くなったように、体験的に感じている。
- 裁判手続を進めていくためには、段階に応じて当事者等が準備をする必要があつて、そのために期間を要する場合もあるとのことであるが、審理期間の長短だけに注目するのではなく、結果として審理期間が長くなつていても、それについて当事者双方が納得しているということが大切なのではないか。
- 審理期間は短い方がよいが、ただ短ければよいというわけでもない。一般市民の感覚としては、例えば法廷で自分の言い分を十分に述べ、裁判官に聞いてもらうという作業を経ることで、解決について納得できるというようなこともある。
- 傍聴してみると、刑事事件は分かりやすいが、民事事件は書類のやり取りばかりで分かりにくい。審理期間は短いに越したことはないが、むしろ当事者双方にとって分かりやすい裁判をするという中身の問題が大切である。
- 報道機関に議事を公開するかどうかについて、引き続き意見交換を行う。
- 次回の予定
 - 日 時 2月10日（木）午後1時30分～
 - テーマ 「裁判員制度について」